

後期ウィトゲンシュタインの真理論

槇原 千尋

1 序論

1929 年以降ウィトゲンシュタインは、『論考』の真理条件意味理論⁽¹⁾をすて、意味の使用説をとった。この思想展開にもとづけば、意味とは、どのようなときにある表現が真であるかによって決まるのではなく、どのようにして我々がある表現を使用するかによって決まるのである。後者の見解は、前者とは異なり、真理を意味の説明の基礎概念とはみなさない。するとこの場合、前者とは逆に、真理をどう理解すればよいのかを、使用としての意味の特徴づけのもとで理解する可能性が開かれてくるだろう。後期における真理についての彼の見解の転換にとって決定的なのは、以下に見られるように、この意味理論上の見解を真理概念に適用するという点であり、本論が明らかにしようとするのは、この論点のもとでの彼の真理論がどのようなものでありうるか、ということである。

ウィトゲンシュタインによれば、真理述語が第一義的な使用をもつのは、スキーマ<「p」は真である = p>の諸事例として把握されるような、引用解除的な理解の下での真理主張においてである。さらに彼によれば、真理がどのような本性をもつのかという問いへの答えとして適切なのは、このスキーマによって表現されるような性質のみであり、それ以外の本性は存在しない。このような見解は、真理のデフレ論⁽²⁾と一定の近親性を示している。そこで以下では、まず、このデフレ論的な真理の問題へのアプローチが、彼自身に即せばどのように展開されることになるかが論じられる(2)。次に、このような真理についての見解が、彼の意味についての主張と連動することはいかなる含意をもつことになるかが問題とされ、真理の内在主義(我々にとって合理的に受容可能な言明のみを真であると主張可能だ⁽³⁾とする立場)を帰結すると論じられる(3)。さらに、この内在主義に本来的な問題として、彼が真理概念を証拠的情報にもとづく正当化という概念からどのように区別しうるかという問題が論じられ(4)、考察から導かれる彼の真理の概念理解が示される(5)。

2 真理のデフレ論的見解

まず、ウィトゲンシュタインの真理のデフレ論的アプローチを確認する。その際、彼において真理述語の意味がどのように説明されているか(2-1) そういった説明が真理の本

性についていかなる帰結をもつとみなされているか(2-2)を順に見る。

2-1 真理述語の意味

ウィトゲンシュタインは、「命題(=有意義な主張文(cf.BGM Anhang §§1-7))に帰せられる性質としての真理とは何か」という一般的問題に、次のスキーマを示すことで答えようとする(PU§136, BGM Anhang §6, PG p123, LFM pp68-70, p187, cf.UG§200)。

<「 p 」は真である $=p$ > (虚偽については <「 p 」は偽である $=p$ でない>)

彼によれば、このスキーマが与えるのは、意味論的パラドックスを導かないような⁽⁴⁾問題的でない主張への「真である」の適用・使用(=意味)の特徴である(cf.BGM Anhang §§6-8)。すると彼は、先の真理の問題に、明示的定義ではなく、スキーマにより表現される真理述語の意味の一般的特徴を与えることで答えようとしていることになる⁽⁵⁾。

その特徴とはこうである。ある有意義な主張文について、それを真だと主張することは、その文を直接主張することと同じであり、文「 p 」が真であると主張されてよいのは「 p 」それ自身が主張されてよいときそのときに限る⁽⁶⁾(また、それが偽であると主張されてよいのはその否定が主張されてよいときそのときに限る)。このように「「 p 」は真である」と「 p 」の主張間の関係が双条件的だという見解は、次の例で述べられている。

「「 f_x 」があらゆる代入について真な命題を生み出すなら「 $(x).f_x$ 」は真だ」、このように説明されれば——「 $(x).f_x$ 」という命題は、「「 f_x 」はあらゆる代入について真な命題を与える」という命題から帰結し、逆に後者は前者から帰結すると我々は考えるだろう。それゆえ両者は同じことを言っている。(PG§79)

つまり、あらゆる代入について「「 f_x 」は真である」の主張内容が成り立つのは、あらゆる代入について「 f_x 」の主張内容が成り立つときそのときに限る。この例が示唆するように、先のスキーマは、「「 p 」が真であるのは p ときそのときに限る」という双条件の左側と右側が同一の主張内容をもつことを表現しているとみなされる。

このスキーマは、主張「「 p 」は真である」で言及される「「 p 」」の引用符を除いて直接に「 p 」を主張してよいことを示す指標として真理述語の役割が理解されうるという意味で、引用解除スキーマとよばれうる。するとウィトゲンシュタインの主張は、引用解除スキーマによって特徴づけられる真理述語の使用が、真理の説明を与えるというものだといえる。

2-2 真理の本性に対する帰結

このように、引用解除的な真理述語の使用が真理とは何かという問題に実質的な説明を

与えるのだとすれば、真理の問題とは本質的に、我々が真理述語によって何を意味するかの問題となる。ここからウィトゲンシュタインは更に、そのような述語の意味の把握から独立に解明されるような真理の本性などないと主張する。

この主張は、真理概念を余計とする余剰説や消去主義へのコミットからは区別されねばならない。実際ウィトゲンシュタインは、真理述語が日常的な使用を事実として持っており、それゆえ真理概念の消去には実質的な論点がないと認める (cf. PU §136)。彼によればしかし、真理にまつわる諸問題への対処という目的のための、方法論的な格率として、我々は次を認めるべきである。

人はしばしば、「真」および「偽」についての言明を聞く。...そういった場合には、「真」および「偽」という語はもろともに拒否されるべきであり、 p が真だと語ることが単に p を主張することだということを、そして、 p が偽だと語ることが単に p を否定し $\sim p$ を主張することだということを、明らかにするのがよい。...それは我々が p を主張するかどうかの問題なのである (LFMp188, cf. BGM Anhang §§6-7)。

ウィトゲンシュタインは、この格率を採用することが、伝統的な真理の対応説 (真理 = 事実との対応)・整合説 (真理 = 信念の整合性)・プラグマティズム (真理 = 有用性) などの諸理論の否認を含意することになると考える (cf. LWLp75)。というのも、その諸理論において、真理とは先のスキーマがあたえる同値性以外の何らかの基礎的本性によって説明されるべきものだからだ。彼はこういった見解を認めない。我々が真理について語りうる「唯一明らかな」(LFMp239) (つまり、真理の説明において非派生的な⁽⁷⁾) ことは、引用解除的な真理述語の使用のみであり、それとは独立に申し立てられるいわゆる本性が真理の問題の解明に寄与することはないのである。

対応説を例にとると、次のように言える。まず引用解除スキーマの述べることは、実質的に「彼が語ることは真だ = 彼が語ることが実情だ」(PG§79) である (これ自体は対応説とも整合的だろう)。しかしこれに加えて「彼が語ることが実情である = 彼の言明が事実と対応している」をみとめ、推移的に、対応説の定式化「彼が語ることは真だ = 彼の言明が事実と対応している」を述べることは、真理の説明に寄与しない (cf. LFMp239)。というのも、彼によれば、において引用解除的な真理概念の把握に加えて「対応」という概念に訴えることは、引用解除的に把握されるよりも説明上すぐれた把握をもたらすわけではなく、逆に不明瞭な概念にうったえる点で説明上後退しているからだ (cf. LFMp239)。確かにこの一連の見解のもとでも、我々は、真なる言明と事実との対応という考え自体を否認する必要はない (cf. LFMp69)。「その考えが真であると主張されてよいのはその考え

が主張されてよいときそのときに限る」ということが、「唯一明らか」なスキーマの承認と整合的だからである。彼の論点は、その場合にはしかし、「言明が事実と対応する」によって何が意味されているかの理解(cf.LFMp239,UG§199)、および「p」を実在と比較するための技術 (cf.LFMp69, p239) これらが明らかにされる必要があり、さもなければその考えは真理の説明原理の役割を果たさず、「単なる贅言」(LFMp239)になる、ということである。それゆえ以上から導かれるのは、先の方法論的原理の下では、の定式化が真理の説明となりうるのが、によって真理述語の使用が先行的に与えられるときに限るということである。

この対応説批判の方法は、引用解除的な述語の使用が真理の原初的把握であることが仮定されれば、他のいわゆる「インフレ」理論一般（スキーマ以外の基礎的本性を認める立場）に対して汎用性があることに注意されねばならない。というのも、で引用解除的な把握以上のことを述べようとする動きは、整合性であれ有用性であれ、その意味が明らかにされない限り、説明において一様に余計になるからである。

それゆえウィトゲンシュタインは、スキーマとは別に与えられる基礎的本性によって、あらゆる真理述語の使用の事例に適用可能な、スキーマとは独立の一般的説明を与えうるという考えを「誤り」(LWLp75)とみなす。この見解は、真理の基礎的本性についての「インフレ」を認めないデフレ論的見解であるといえる。

3 内在主義

我々がみてきたように、ウィトゲンシュタインは、真理の問題を、真理述語の意味の問題とみなしている。それゆえこのような見解は、当然、意味がどのようなものでありうるかについての制約と連動しているはずであり、またそうあるべきだろう。そこで次に、彼のデフレ論的見解が、意味一般についての彼の主張を伴って、真理の内在主義を導く（3-4）ことをみる。この帰結は、彼に帰されう次の見解から導かれる。彼のデフレ論的見解によれば、主張の意味の理解が真理の理解に先行して与えられねばならない（3-1）、主張の意味の理解可能性とは、使用についての規範性を把握する可能性である（3-2）、そのような規範性は人間的な決定に由来する（3-3）。

3-1 真理と理解

ウィトゲンシュタインのデフレ論的見解は、真理の説明を引用解除スキーマによる真理述語の意味の特徴づけにより与える。ところで、このようにスキーマが真理述語の意味に対して説明的な役割をもつとされる場合、スキーマは、主張文に適用される述語の使用の、

それゆえ「 p は真である」という形式の主張の諸事例の、理解を与えるものとみなされよう。しかしスキーマがその事例の理解に貢献するには、「 p 」の事例が、述語「真である」と適切に結合され得（cf.BGM Anhang §2）無意味な音声や筆記から適切に区別されるような（cf.BGM§25）有意味な記号列であると、予め認知されていなければならないだろう（cf.PG§79）。つまり「 p 」は予め、正しく主張文とみなされていなければならない。こういった見解から彼は、先のデフレ論的な特徴付けのもとでの真理の理解が、有意味な主張の先行的な理解を前提していると主張する（cf.LFMp188,BGM Anhang §§6-7,PU§136）。

記号が意味をなすかどうか見るためにその諸記号に「真」や「偽」という語を組み合わせる、という意味で、「命題とはそれに対し「真」と「偽」を発話しうるものだ」と語することは、当然できない。というのも、この試みによって何かが決定されるのは、「真」と「偽」がすでに特定の意味をもつ場合だけであり、そしてそうであるのは、それらが現れる連関がすでに確定されている場合に限られるからだ。（PG§79）

「 p は真である」という命題を人が理解できるのは、彼が命題記号としての記号「 p 」の文法を理解するときに限り、「 p 」が単に特定のインクの線の形の名であるときにはではない。（*ibid.*）

それゆえ、真理主張の適切な理解の解明は、そこに現れる文の名の使用法（「文法」）の理解の解明にかかっている。この意味で彼の真理論は理解の認識論を必要とする。

3-2 理解と規範性

この、真理の理解が主張の意味の先行的理解を必要とするという見解をとる場合、明らかにウィトゲンシュタインは、『論考』の意味理解の真理条件的解明（cf.TLP4.431）とは対照的に、循環におちいらずには、真理が意味理解に対して基礎的な役割をはたすとは主張できない。それゆえ彼が与えるべき理解の認識論は、非真理論的であることが要請される。

では、主張文の理解はいかにして真理に依存せずに説明されうるのか。ウィトゲンシュタインはこう応じうる。一般に、語や文を理解するとは、その使用法を知ることであり、そしてその知識とは、当の語や文の適用法の習得、つまり使用の実践を行う我々の能力とみなされるべきである（cf.PG §10,PU§150,§199）。これはとくに、主張文の理解についても同じである。この使用技術の習得による理解の特徴づけは、明らかに真理概念の先行的把握を前提する必要がない。むしろ真理概念は、それがスキーマに表現されるような仕方と結びついている、有意味な主張文という概念を、その他の表現から区別する目的で我々

の實踐に導入され、使用技術の習得の過程で獲得されるものとされればよい (cf. PU§137)。

このようにウィトゲンシュタインは、理解は真理概念の把握を前提としない、と主張することが常に可能である。むしろこの、能力としての理解が必要とするのは、規範性の把握である。一般に我々はある文を、たとえば会話練習のときなどに、たとえその意味を知らず理解していなくても構成できる (cf. BGM Anhang §6)。このような場合から適切に区別されて、文を実際に理解しており、それゆえ文が確定的な内容をもっていると語りうるために、我々は少なくとも暗黙的には、その文が適用されるべき連関を知らねばならない。つまり理解とは、たんに文構成を行うだけの能力ではなく、使用を規範的な実践としてとらえる能力であって、使用の評価法の(非明示的)把握もふくまねばならない (cf. BGM Anhang §6 - 7)。たとえ文脈が明示されない場合にも、使用を適格にする文脈を思考可能・構成可能であること、このことが、理解の必要条件なのである。

「彼はそのように言う、前日と同じように彼女のもとを立ち去った」——私はこの文を理解しているだろうか。...それが単独で述べられるなら、私は、それが何の話であるかわからない、と言うだろう。しかし、それでもなお、私はその文がおよそどのように使用されうるかを知っている。私はこの文の適合する連関を考え出すことができるのである。(PU§525, cf. PG§5)

このようにウィトゲンシュタインは、真理概念を前提としない意味理解の説明として、理解を使用の能力と同一視し、さらに、そのようにみなされる理解には、使用が規範的な実践だという把握がふくまれると主張している。この、理解の条件としての規範性の把握はそれゆえ、主張文の理解はその真理条件の知識だ (cf. TLP4.431) という『論考』の意味理論上の見解から、主張文の理解はその主張可能性条件の知識だという見解への移行を特徴付けている。というのもその規範性の把握は、使用の文脈・状況を、真理を与えるものとしてよりはむしろ、主張の適切さの理由・根拠・証拠を与え主張を保証する情報として把握することに他ならないからである。すると、先の理解可能性にとって必要な規範性の把握とは、証拠的情報と主張の間に成り立つこの規範的関係の把握である。

3 - 3 規範の内在性

後期ウィトゲンシュタインの哲学のおもな特徴の一つは、この規範的関係の、使用実践に外在的な由来を徹底して退ける点にある。彼によれば、語り理解することと、それとは独立に記号に意味を与え理解を確定する統制的規則との、外在的関係のモデルのもとでこの規範性を考察することは、誤りである (cf. PU§81)。使用に外在的な規則は、いわゆる

規則遵守のパラドックス(規則は何らかの解釈によりいかなる行為の仕方とも一致しうるので、行為の仕方を決定できない(cf.PU§§198 - 201))によれば、非標準解釈の可能性を排除できず、それゆえ使用の適切・不適切を決定するという規範的役割を果たせない。むしろ規則と主張の規範的關係は、使用実践の過程で確定されるとみなされるべきなのである。

こういった規範的關係の起源の内在性は、例えば次のように示される。

- (1) 我々が一方の物体の重さをこれこれの仕方ではかり、他方をこれこれの仕方ではかる——もし我々がそれらを両方ともこれこれの仕方ではかりかけると、我々は常にそれらの重さの和を得る。
- (2) 我々が一方の物体の重さをこれこれの仕方ではかり、他方をはかる——我々がそれらを両方ともこれこれの仕方ではかりかけ、その重さの和を得なかったとしたら、我々は間違えたに違いない must。

このように現れる「ねばならない must」は常に規則を示している。第一のものは経験命題であり、第二のものは数学的命題である。／我々はいつ正しく重さを測定したと言うのか。…我々は新たな規準 criteria を導入するのである。(LFMp292)

引用の「経験的命題」と「数学的命題」の区別は、測定と結果との間にある、経験的結合と規範的結合との区別に対応している。するとウィトゲンシュタインは、「ある主張内容が必然的になるのは、我々がある情報を、主張にふくまれる概念を同定するための新たな「規準」(阻却可能で公共的に接近可能な証拠的情報⁽⁸⁾)として採用し、情報と概念との経験的・偶然的な結合から区別される強制力をもつ、別の概念を構成することによるのだ」と主張していることになる(cf.BGM §29—30)。このように、規準と、語や文の使用との間の結合が規範的なのは、使用とその規準的情報との結合をみたく事例を、使用の範型事例・文法・規則と我々がみなす(cf.BGM §24,BGM §128,PU§239,322,354)からである。

このような見解が示すように、主張の適切さの基底は我々があるものを規準にすると決断する、ということである。我々が、文法・規則に正しく従うという、規範的实践をなすためには「ある〔「内的な声」(PU§213)としての〕直観が必要というよりは、ある決断が必要というほうがはるかに正しい」(PU§186)。確かにウィトゲンシュタインは、そういった「決断」が明示的な規約の採用をふくむ必要はないと考えており、その意味で「直観」「決断」の「いずれも存在しない。君は決断するのではない。単にあることを為すだけである。それは実践の問題である」(LFMp237)と述べる。しかし、少なくとも暗黙的には、規範性とはその「実践」によって我々が与えるものである。このように、我々の理解が能力だ

という主張には、外在的な規則のもつ規範性という描像に対比される、規約主義的含意がある。

3 - 4 真理の内在性

では、我々がウィトゲンシュタインに帰した、以上の規範性についての考えは、真理とどのようにかわるのか。とくにそれは、デフレ論的な真理観とどうかわるのだろうか。

上述のように、主張にかかわる規範性の起源が我々の決断だとすると、引用解除的な真理述語の使用の把握の下で推移的に成り立つのは「真理主張を保証するものとして採用された、証拠的情報の規範性の起源は、我々の決断だ」ということである。するとこの見解のもとで了解可能な真理概念は、真理述語を我々が合理的に受容可能な言明（保証つきで主張可能な言明）へと適用した事例として与えられるものだけになる。というのも、デフレ論の見解のもとでは、真理の問題とは本質的に、主張と証拠的情報との規範的關係によって統制される真理述語の意味の問題であり、そしてその規範的關係にとって、決断によって主張に理由を与える証拠的情報を採用する過程が必要だからである。つまりこうである。「その命題は真または偽だ」という表現がそもそも言っているのは、単にその命題を受容し拒否する決断が可能でなければならないということだ」（UG§200,cf§§193-198）。

ここで注意されるべきだが、確かにこの了解のもとでも、真理が主張実践で規範的に振舞う概念であることを否認する必要はない。むしろ引用解除スキーマにおける「 p 」は真である」と「 p 」の、主張間の意味の同一性が認められ、かつ前者の意味理解の条件が与えられれば、その条件は当然後者の理解の条件も与えねばならない。実際この要請に適應して、ウィトゲンシュタインは理解に対する真理の規範的な力を認めている。「人は私の言明の真理によってその言明の私の理解をテストする。即ち私がある偽なる言明を為せば、それによって私がその言明を理解しているかどうか不確定になるのだ」（UG§§80 - 81）⁽⁹⁾。

しかし、先に述べたように、そのように真理が規範的なステータスをもつ場合にも、「 p 」を真だとみなす理由が主張の保証の理由から独立のものではありえず、それゆえ理解に対する真理の規範的な力が、主張の適切さの理由なしにはありえないことが決定的である。それゆえ、「 p 」の真理が「 p 」の理解にとって規範的なのは、「 p 」は真である」の主張が、それゆえ「 p 」の主張が保証される場合に限ることになる（cf.PG§79）。

この見解は、特に数学的言明の真理に適用されると、構成主義的見解を導く。というのも、ある言明に真理を帰属させることが、そのための証拠の入手可能性を要求するということは、数学的言明について言えば、それを主張するための証明が可能（もしくは定理を構成可能）だ、ということだからである（cf.BGMAnhang §8,BGM §27）。すでに我々は、

「ある文の使用を適格とするような文脈を思考可能・構成可能であるということが、我々がその文の理解していると言えるための条件である」という見解を彼に帰している。そして我々がある真理主張を為す場合、そのような文脈の構成可能性（証拠的情報と主張との文法的・規範的関係の思考可能性）が、その主張の理解可能性を構成していることを見ている。それゆえ、真でありうるだけでその証拠が入手可能ではない（証明可能ではない）ような真なる言明の可能性を認めない、ということは、彼において当然の帰結だといえる。

このように、ウィトゲンシュタインは真理概念の理解に対して、我々の決断によって採用された証拠的情報と主張との規範的関係を要求する。つまり彼は、検証を超越した真理という考えを認めない内在主義的な真理観を採用している。

4 真理と正当化

このように内在主義的真理観は、真理を認識的な概念と捉えている。しかし一般に、このような概念理解をとる場合、真であることを、単なる正当化からどのように区別しうるかを見るのは困難である⁽¹⁰⁾。以下ではウィトゲンシュタインが内在主義を採りつつこの困難を請け負わざるを得ないこと（4-1）およびその解決の可能性（4-2）を考察する。

4-1 外延上の差異

これまで見られたようにウィトゲンシュタインは、真理と正当化との間に証拠的情報のギャップを認めない。つまり、真理だと主張する根拠があれば、まさにその根拠を保証つき主張の根拠とみなしてもよく、逆も成り立つ。主張の肯定的評価にかかわる規範性についてのこの置換可能性は、上のデフレ論的見解と内在主義からの帰結であるといえる。

そこで、こう結論されるべきではないだろうか。主張の真理のために手にすることのできる証拠的情報が保証付き主張の規準であるなら、それゆえ保証つき主張の外延（「 p 」は保証つき主張である」の「 p 」を充足する文のクラス）は、真である主張の外延（「 p 」は真である」の「 p 」を充足する文のクラス）と等しい、と。これは実質的に主張の規準を真理条件とみなすということである。エレンボーゲン⁽¹¹⁾は、最近公刊された著作⁽¹²⁾の中でそういった解釈（E解釈とする）を提示した。「我々は規準を、真理条件の新たな概念理解の基礎とみなせばよい。そういった概念理解は、文の真理条件という概念を、文に「真である」と述語付けるための根拠とリンクさせ、文が使用される仕方と結びつけることになるう」

⁽¹²⁾。

E解釈はこれまでの議論と折りあうようにみえる。しかし、二つの述語の外延の一致を指摘するために、肯定的評価の根拠の一致を指摘するだけでは不十分である。というのも

ウィトゲンシュタインの内在主義は確かに「真かつ証拠が入手可能でない」という真理の把握を認めないが、「証拠が入手可能だが真でない」という把握の余地を残したままだからだ。この点で二つの述語は外延上の差異の可能性を残している。しかもその可能性は彼自身に受容されるべきものである。理由はC.ライトの論証に沿って⁽¹³⁾以下のように示される。

E 解釈が正しいと仮定し、さらに引用解除スキーマが受容されているとしよう。するとE 解釈によれば、ウィトゲンシュタインは $\langle \text{「p」はTである iff p} \rangle$ における「T」について、述語「真である」と「保証つき主張である」の置換が可能だとみなしていることになる。さてここで、述語「T」が「真である」の場合を考えよう。彼は、真理述語がその振る舞いの少なくとも一部に二値性をもつと認めている (cf. BGM.Anhang §2) ので、とともに、虚偽については、 $\langle \text{「p」はTでない iff pでない} \rangle$ を認めているとみなされるべきだろう。他方で彼は、否定の主張について、もし「pでない」が適切に主張されれば、それとより、 $\langle \text{「pでない」はTである iff pでない} \rangle$ が成り立つことも同様にみとめるべきだろう。すると彼は、とから、 $\langle \text{「pでない」はTである iff 「p」はTでない} \rangle$ が、「T」が「真である」の場合にはなりたつことを認めるべきである。

しかし、真理述語についてなりたつとみなされるべき以上の論点は、「T」が「保証つき主張である」の場合を考えてみると、うまくいかない。理由はこうである。真理述語についてをみとめ、そのうえ「真である」と「保証つき主張である」が置換可能だというE 解釈の論点を持ち込めば、ウィトゲンシュタインは、 $\langle \text{「p」は保証つき主張でない iff 「pでない」が保証つき主張である} \rangle$ を認めるべきことになってしまう。そして一般に、これを受け入れることは明らかに不合理である。というのも、「p」が現在の情報状態から中立な言明である場合（つまり、肯定・否定のいずれの主張についても証拠的支持の有意差が認められず、いずれの主張も正当化されない言明の場合）には、左辺と右辺の推移は保証されないからだ。このことは、二値的な振る舞いを真理述語の使用に認める彼において、否定について二つの述語には振る舞いのギャップが認められるべきことを示している。それゆえ二つの述語の外延が等しいとするE 解釈は、もしウィトゲンシュタインが真理についてまっとうな主張をおこなっているとみなしたいのならば、受け入れることはできない。

以上をまとめるとこうなる。確かにウィトゲンシュタインは、真理と正当化の肯定的評価の根拠の一致を認めている。しかし、彼が真理述語の使用に二値性をみとめるという事実は、否定に関する各々の述語の評価の根拠に不一致があることを、それゆえ、真理と正

当化には外延上のギャップがあることを、彼がみとめるよう要請する。

4 - 2 決断と責任

するとウィトゲンシュタインは、内在主義をとりつつ真理をたんなる正当化から区別できるような概念理解を採用せねばならない。そこで最後に彼自身にこの概念理解を位置づける可能性を示唆しよう。このために我々は、いくつかの補足的論点を必要とする。

上述のように、ウィトゲンシュタインの内在主義によれば、ある言明が真（もしくは偽）であるとは、我々が決断してその言明を受容（もしくは拒否）するための規準を採用することである、ということであった。しかし、これは無批判には受け入れがたい。理由はこうである。決断がたんに我々の任意の受容や拒否であるとすれば、結局、帰結が必然的であるのは、我々が自由にその帰結を受容するための規準を採用したからだ、という見解を導いてしまう⁽¹⁴⁾。更に、このように決断がまったく恣意的であるとすれば、推移的に主張（それゆえ真理主張）の保証も同様に恣意的になる。というのも、上述のように、主張（それゆえ真理主張）と証拠的情報との間に成り立つ規範的な関係は、そういった決断によって採用される規約的なものだからである。この場合、証拠的情報は、任意に阻却されうることになってしまい、それが保証のための規範的な力をもっているということには論点がなくなるだろう⁽¹⁵⁾。

これらの批判点は、ウィトゲンシュタインの「決断」が恣意的な決定と同義であるならば、自然にでてくるものだろう。ところがこの「決断が全くの自由裁量であれば規範性が崩壊してしまう」という問題は、実際に彼自身が問題視していることでもあるのである。では彼自身はこの問題にどう解答するのか。「決断」には、それが規範性の起源となりうるために、ある「責任」が要請される（cf.PU § 222）というのがその答えである。

ではこのある「責任」とは何か。ウィトゲンシュタインにおいてそれは、コミュニケーションの目的にとって役立つという実践上の要請にかなうことである。「[ある語に新たな意味を与える場合]人はある事柄に責任がある。新たな意味は、ある訓練を受けてきた我々がある仕方で役に立つとわかったものでなければならない」（LFMp66）。このことは、コミュニケーションに伴われる他の規範的实践に対しても同様に要請される。我々は、ある推論形式の導入・同一の事態についてふたつの異なる報告を聞いた際に他方ではなく一方の判断を受け入れるための判断、などの決断に伴って、それらを用いて合理的な談話を継続できることへの責任を要求される（cf.LFMp201,UG § 254）。彼によれば、ここで要求される「責任」は、実践の状況に応じて異なったものであったり変化したりする可能性をもつ。つまり、ある談話状況では合理的談話の継続にとって有用とされる決断でも、別の状

況では興味を惹くものではなく、それを為すことが混乱を招くかもしれない(cf.LFMp67)。

以上のように「決断」は、完全に恣意的なのではなく、合理的談話の継続への「責任」にコミットするものである。では、このような「決断」にかかわる実践的要請としての「責任」は、我々の目的である真理と正当化の外延の差異にどのようにかわるのか。

これに答えるために、次のことを指摘しておこう。決断が、それをなすときの責任と不可分に関わっているならば、決断にもとづく保証付き主張の証拠的情報・規準の採用においても、我々は少なくとも合理的な談話を継続できるような決断をなさねばならない。この論点はさらに、内在主義の「我々にとって保証つきで主張可能な言明だけを真だと主張可能だ」という論点を考慮すれば、推移的に真理主張についても成り立ち、それもまた「責任」によって制約されることになる。

こういった了解の下で、先の問いへの回答は以下のようなものになる。まず、確かに保証つき主張と真理主張は、いずれも証拠的情報・規準によって保証される点で一致しているのだった。しかし、「決断」による規準の採用にかかる「責任」には、それが要請される状況ごとに異なるものであったり変化したりする可能性があるのだった。すると、ウィトゲンシュタインには次のように主張する余地が残されている。つまり、「真である」「保証付き主張である」という各々の述語は、それが適用される主張文を受容する決断において、合理的な談話の継続のために異なる責任を実践上要請されるものとみなされればよい、と。

もちろんこれはひとつの可能性であり、ウィトゲンシュタイン自身に直接見出せる論点ではない。しかし重要なのは、少なくともこの論点が成り立つ限り、彼においても真理と正当化の外延上の差異は維持されうる、ということである。これが正しければ、それゆえ次のことが言われうる。彼は真理と正当化との間の外延上の一致にコミットすることなく、真である主張を保証付き主張とその肯定的評価の根拠において一致しているとみなする立場に立ちうるのである。

5 結論

本稿は、ウィトゲンシュタインにとって真理とは何かという問いの下、彼の真理のデフレ論的見解が、意味の規範性に関する見解を伴い内在主義を帰結することをみた。また内在主義の問題点として真理と正当化の外延の差異の問題を指摘し、解決を素描した。

それでは結局、ウィトゲンシュタインにとって真理とは何であったといえるのか。本稿は次のような回答を与えられよう。彼にとって真理とは、引用解除スキームにおいて与えられる真理述語の使用の原初的把握を本性とし、そしてその外延は、我々の合理的談話の継続のために要求される「責任」の違いによって、単なる保証付き主張の外延から区別さ

れるような正しさ・正当性の外延と同一であるとみなされればよい。こういった見解は、証拠超越的な真理概念の把握を拒否し、我々の認識状態・情報状態に相対的な真理概念を採用するという、内在主義的なスタンスを保持しつつも、単なる正当化から区別される真理という考えを許容できる点で、彼の立場として整合的な概念理解だといえる。

註

*ウィトゲンシュタインのテキストの引用および参照は、末尾の表の略号を用い、節または頁番号を示した。

- (1) 『論考』の真理条件による意味 Sinn の規定については TLP. 4.022,4.063,4.431f を参照。
- (2) 例えば Horwich,P (1990,1998) *Truth*, Basil Blackwell を参照。
- (3) この定式化は Dummett(1993) 'Wittgenstein on necessity: some reflections' in *The Seas of Language*, Oxford UP,1993,p56 に沿うものである。
- (4) つまり自己言及文が p に適用されるようなケースを除く。
- (5) もちろんこのような特徴づけは、単称名辞に真理述語が付加される場合(「ゴールドバッハの予想は真である」)や、量化の範囲にかかる真理述語の適用(「彼の述べることはすべて真である」)のような事例に対しての応用を想定する場合には、いくらかの洗練を必要としている。しかし本稿ではこの問題には関わらず、専ら真理述語の適用の基礎的事例としての主張文にかかわる真理の問題について論ずることとする。
- (6) 一般に「nは真である iff p」(「n」は「p」の名前)の「n」が何を指示するか(「p」に想定される存在者は何か)についての見解の相違に応じて、デフレ論にはいくつかのバージョンがある。例えば「発話(言語表現のトークン)」・「文(言語表現のタイプ)」・「信念(心的状態のトークン)」・「命題(信念や言明の内容)」が候補となる(cf.Horwich,P(1998)*Truth*, Basil Blackwell ,p16ff.)。ウィトゲンシュタインは「n」についての文主義をとるとというのが本稿の主張だが、これに対し命題主義的な解釈の可能性がないとはいえない。Glock, H.J(1996)*A Wittgenstein dictionary*, Basil Blackwell,pp365-8 を参照。
- (7) Cf.Horwich,P (2001) 'A Defense of Minimalism' in *The Nature of Truth*, ed. Lynch,M.P. MIT press.
- (8) 規準の公共的な接近可能性については PU § 258,580、阻却可能性については PU § 354 を参照。
- (9) このような真理の規範的性格を示す概念が、UGにおける「世界像 Weltbild」である。歴史的に反証されておらず確実とされる一群の常識的信念としての世界像(例えば「大地は私が生まれる前から存在した」(UG§84))を表現する経験命題の真理は、他の経験命題の「記述のための規範」(UG§167,321)「準拠枠」(UG§83)になるとされる。そしてそういった真なる経験命題の内容は、それが前提されなければそもそも我々の合理的探究が成り立たないような世界像という背景的信念体系を形成するとわれ、他の命題の真偽の決定の基礎になるとされる(cf.UG§94)。
- (10) ダメットの前提論文におけるウィトゲンシュタインの真理論批判の論点はここにある。
- (11) Ellenbogen, S (2003) *Wittgenstein's Account on Truth*, State University of New York Press.
- (12) *Ibid.*p68
- (13) 以下は Wright,C (1992) *Truth and Objectivity*, Harvard UP,pp19—21 の議論から示唆を得、それをウィトゲンシュタインに適用したものである。
- (14) Cf.Dummett,M (1993) 'What is the Theory of Meaning()' in *The Seas of Language*, Oxford UP., 1993, p66.
- (15) cf. Wright,C (1982) 'Second thought about Criteria' in *Realism, Meaning and Truth*, Basil Blackwell,1987,p279.

文献

- TLP; *Tractatus Logico-Philosophicus*, Routledge,1998.
 PG; *Philosophische Grammatik*, Suhrkamp, 1984.
 LWL; *Wittgenstein's Lectures, 1930-1932*, Basil Blackwell, 1980,(paperback ed.1982)
 LFM; *Lecture on the Foundation of Mathematics*, The University of Chicago Press,1989
 BGM; *Bemerkungen über die Grundlagen der Mathematik*, Suhrkamp, 1984.
 PU; *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwell,1997.
 UG; *Über Gewissheit*, Basil Blackwell, 1969.

〔哲学博士課程〕